

議案第11号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会委員福元弘和が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 福 元 弘 和

年 齢 7 2 歳

職 業 無 職

議案第11号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 福 元 弘 和
ふくもとひろかず

年 齢 72歳

職 業 無 職

学 歴

昭和43年3月 都留文科大学文学部初等教育学科卒業

職 歴

昭和43年4月 江東区立第三砂町小学校教諭

昭和48年4月 新宿区立早稲田小学校教諭

昭和51年4月 府中市立府中第七小学校教諭

昭和58年4月 小金井市立本町小学校教諭

平成元年4月 小金井市立東小学校教頭

平成4年4月 小金井市立小金井第一小学校教頭

平成5年4月 小金井市立東小学校校長

平成8年4月 小金井市立小金井第二小学校校長

平成12年4月 小金井市立前原小学校校長

平成15年4月 小金井市立小金井第一小学校校長

平成18年3月 小金井市立小金井第一小学校校長退職

そ の 他

平成 5 年 5 月 全国学校行事研究会事務局次長・理事となり、平成 8 年 4 月まで在任

平成 5 年 5 月 東京都学校行事研究会副会長となり、平成 9 年 4 月まで在任

平成 10 年 4 月 小金井市教育研究会会長となり、平成 12 年 3 月まで在任

平成 10 年 5 月 多摩地区障害児教育研究会会長となり、平成 11 年 4 月まで在任

平成 10 年 5 月 多摩地区心障学級設置校長会副会長となり、平成 11 年 4 月まで在任

平成 14 年 4 月 小金井市立小中学校校長会会長となり、平成 15 年 3 月まで在任

平成 15 年 5 月 多摩地区特別活動連絡協議会会長となり、平成 16 年 4 月まで在任

平成 18 年 4 月 小金井市教育相談所相談員となり、平成 23 年 3 月まで在任

平成 26 年 4 月 小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

賞

罰

な し

議案第12号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会委員岡村理栄子が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 岡村 理栄子

年 齢 65歳

職 業 医 師

議案第12号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おかむらりえこ子
岡村理栄子

年 齢 65歳

職 業 医 師

学 歴

昭和52年3月 東京女子医科大学医学部卒業

昭和62年6月 医学博士学位授与(東京女子医科大学)

職 歴

昭和52年4月 東京女子医科大学皮膚科研修医

昭和54年9月 米国エモリ一大学皮膚科留学

昭和56年4月 東京女子医科大学皮膚科助手

昭和62年4月 東京女子医科大学皮膚科講師

昭和63年4月 岡村皮フ科医院開設

東京女子医科大学皮膚科非常勤講師

平成6年3月 東京女子医科大学皮膚科非常勤講師退職

平成11年4月 小金井医師会理事

平成18年3月 小金井医師会理事退職

平成21年10月 独立行政法人東京学芸大学非常勤講師

そ の 他

平成 2 年 4 月 東京都皮膚科医会理事となり、平成 1 8 年 3 月まで在任

平成 1 2 年 4 月 日本臨床皮膚科医会学校保健委員会委員となり、平成 2 1 年 5 月まで在任

平成 1 7 年 4 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全会審査委員となり、平成 1 9 年 3 月まで在任

東京都医師会学校医委員会委員となり、平成 2 1 年 5 月まで在任

日本小児皮膚科学会運営委員及び学校保健委員となり、現在に至る。

平成 1 8 年 4 月 東京都皮膚科医会会長となり、平成 2 3 年 3 月まで在任

平成 1 8 年 6 月 日本臨床皮膚科医会学校保健委員会副委員長となり、平成 2 1 年 5 月まで在任

平成 2 2 年 5 月 日本皮膚科学会代議員となり、平成 2 6 年 3 月まで在任

平成 2 2 年 6 月 日本臨床皮膚科医会東京ブロック代表理事となり、現在に至る。

平成 2 6 年 4 月 小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第13号

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員の休職期間の規定を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正
する条例

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、その勤続年数が10年未満の職員にあつては」を削り、「こえない」を「超えない」に改め、同項後段を削り、同条第4項中「（勤続年数10年を超える職員については、更に1年を超えない範囲内において延長することができる。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の休職の処分について適用し、施行日前の休職の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第4条第4項の規定は、施行日以後の同項に規定する同一の疾病による休職の処分について適用し、施行日前のこの条例による改正前の第4条第4項に規定する同一の疾病による休職の処分については、なお従前の例による。

議案第13号資料

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(休職の手続および効果) 第4条 省略 2 省略 3 前2項の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲において休養を要する程度に及び、個々の場合について任命権者が定める。</p>	<p>(休職の手続および効果) 第4条 省略 2 省略 3 前2項の規定による休職の期間は、<u>3年を超えない範囲内において休養を要する程度に及び、個々の場合について任命権者が定める。勤続年数10年をこえる職員の休職期間については任命権者はさらに1年をこえる範囲内においてこれを延長することができる。</u> 4 前項の規定にかかわらず、<u>休職の処分を受けた職員が次項の規定により復職した日から起算して1年以内に再び当該休職の処分を受けたときその者の休職の期間は、当該復職前の直近の休職の期間（その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。）を通過して3年を超えない範囲内において休養を必要とする程度に及び、個々の場合について任命権者が定める。</u></p>	<p>勤続年数による休職期間の規定の削除及び用語の整備</p>
<p>5 省略 6 省略</p>	<p>5 省略 6 省略</p>	<p>勤続年数による休職期間の規定の削除</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の休職の処分について適用し、施行日前の休職の処分については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第4条第4項の規定は、施行日以後の同項に規定する同一の疾病による休職の処分について適用し、施行日前のこの条例による改正前の第4条第4項に規定する同一の疾病による休職の処分については、なお従前の例による。

議案第14号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員の休暇制度の整備及び時間外勤務代休制度の新設に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に」を削る。

第14条の5の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第14条の6 任命権者は、職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規程の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規程で定める期間内にある第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（次条第1項において「勤務日等」という。）（第7条に規定する休日及び次条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を承認された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第15条第1項中「第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「勤務日等（休日を除く。）」を「勤務日等（前条の規定により時間外勤務代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の2項を加える。

- 5 勤務時間条例第14条の6第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合。
- (2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことという。)のため又は<u>予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>の休暇とする。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第14条の6 <u>任命権者は、職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規程の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)</u>として、規程で定める期間内にある第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(次条第1項において「勤務日等」という。)(第7条に規定する休日及び次条に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を承認された職員は、当</p>	<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第10条の4 子どもの看護休暇は、12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことという。)のため又は<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>の休暇とする。</p> <p>2 省略 3 省略</p>	<p>対象とする子の規定の整備</p> <p>時間外勤務代休時間の新設</p>

該時間外勤務代休時間には、特に勤務すること命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第15条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は勤務時間のうち半日(次項において「休日の勤務時間」という。)について特に勤務すること命じた場合には、規程の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる1日又は半日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(前条の規定により時間外勤務代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。)を指定することができる。

2 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の2項を加える。

5 勤務時間条例第14条の6第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日の代休日)

第15条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第3条の2又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部又は勤務時間のうち半日(次項において「休日の勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規程の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる1日又は半日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 省略

規定の整備

- (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合
- (2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 6 第2項に規定する任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

議案第14号資料2

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の主な改正概要

1 子どもの看護休暇の拡充

子どもの看護休暇の予防接種又は健康診断を受けさせる場合の要件について、下表のとおり改正する。

改正案	現行
12歳に達する日又は小学校の課程、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

2 時間外勤務代休制度の新設

平成22年4月1日改正労働基準法に基づき、1か月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分25%の全部又は一部の支給に代えて、職員からの請求に基づき時間外勤務代休時間（以下「代休時間」という。）を承認することができることとする。

【参考事例】

時間外勤務を月76時間行った場合

支給割合の引上げ分（60時間を超える部分）のみ代休時間指定が可能

(1) 代休時間指定をする場合

ア 月60時間を超える時間数： $76\text{時間} - 60\text{時間} = 16\text{時間}$

イ 代休時間： $16\text{時間} \times 25/100$ （引上げ分の支給割合）＝4時間

ウ 現行の時間外勤務手当分（ $76\text{時間} \times 125/100$ ）は支給が必要
→ 時間外勤務手当（ $76\text{時間} \times 125/100$ ）と代休時間（4時間）となる。

(2) 代休時間指定をしない場合

時間外勤務手当（ $60\text{時間} \times 125/100 + 16\text{時間} \times 150/100$ ）となる。

議案第15号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、育児休業制度の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（職務復帰後における号給の調整）

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の昇給の日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第7条に見出しとして「（退職手当の取扱い）」を付し、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、育児休業をした期間についての退職条例第6条第2号の規定の適用については、同号中「これを半減する」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数を除算する」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の育児休業（同日前に承認された育児休業を含む。）の期間について適用し、同日前の育児休業の期間については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>(職務復帰後における号給の調整)</u></p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の昇給の日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p><u>(退職手当の取扱い)</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>2 前項の場合において、育児休業をした期間についての退職条例第6条第2号の規定の適用については、同号中「これを半減する」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数を除算する」とする。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の育児休業（同日前に承認された</p>	<p><u>(職務復帰後における給与等の取扱い)</u></p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> <p>第7条 省略</p>	<p>育児休業期間の除算の廃止</p> <p>育児休業期間の除算割合の変更</p>

育児休業を含む。)の期間について適用し、同日前の育児休業の期間については、なお従前の例による。

議案第15号資料2

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の主な概要

職員の仕事と子育ての両立支援を図る観点から、育児休業の取得期間について昇給及び退職手当における除算制度を東京都に準じて緩和するため、次のとおり改定する。

1 昇給

(1) 概要

育児休業の取得期間について、昇給の勤務期間の算定における除算制度を廃止する。

(2) 実施時期

平成30年4月1日以降の育児休業の取得期間から適用

(3) 26市の除算状況

除算制度なし 21市

2分の1 5市（小金井市を含む。）

2 退職手当

(1) 概要

育児休業の取得期間について、退職手当の基本額の算定における除算割合を2分の1から3分の1に変更する。

(2) 実施時期

平成30年4月1日以降の育児休業の取得期間から適用

(3) 26市の除算状況

3分の1 19市

2分の1 4市（小金井市を含む。）

その他 3市

議案第16号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市長、副市長及び教育長の退職手当について、支給割合の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第2項第1号中「100分の350」を「100分の338」に改め、同項第2号中「100分の300」を「100分の290」に改め、同項第3号中「100分の250」を「100分の242」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特別職の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(退職手当) 第5条の4 省略 2 前項の退職手当の額は、退職等の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>338</u> (2) 副市長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>290</u> (3) 教育長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>242</u> 3 省略 4 省略</p>	<p>(退職手当) 第5条の4 省略 2 前項の退職手当の額は、退職等の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>350</u> (2) 副市長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>300</u> (3) 教育長の職にあつた者については、在職1年につき<u>100分</u>の<u>250</u> 3 省略 4 省略</p>	<p>支給割合の変更 同上 同上</p>
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の特別職の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。</p>		

議案第16号資料2

市長、副市長及び教育長の退職手当の改定における影響額及び多摩26市の状況

1 1人当たりの影響額

区分	市長	副市長	教育長
現行	13,510千円	9,900千円	5,738千円
改正後	13,047千円	9,570千円	5,554千円
影響額	△ 463千円	△ 330千円	△ 184千円

※ 市長及び副市長は4年間、教育長は3年間の任期を在職した場合の金額

2 多摩26市の状況

改正済み 1市

改正予定 3市（小金井市を含む。）

改正なし 22市

議案第17号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、勤勉手当の年間支給月数の引上げ及び55歳以上の昇給措置の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（初任給、昇格及び昇給等の基準）

第4条 新たに職員となつた場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移つた場合の給料の基準は、規則で定める。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行い、又は行わないものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 4月1日に55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第2項から第6項までの規定の実施について必要な基準は、規則で定める。

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の85」を「100分の95」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の105」を「100分の115」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の115」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の45」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第

17条の2第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び第4項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月の勤勉手当の特例)

- 3 平成29年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表中「100分の95」とあるのは「100分の105」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第4条 新たに職員となつた場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移つた場合の給料の基準は、規則で定める。</p> <p>2 職員を昇格（職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適用すると認められる場合に限るものとする。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前で規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行い、又は行わないものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 4月1日に55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0」とする。</p> <p>6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>8 第2項から第6項までの規定の実施について必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員が現に受けている号給を受けるに至つたときから、その号給について12か月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。</p> <p>4 職員の勤務成績が特に良好である場合等においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、もしくはその理に受ける号給より5号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。</p> <p>5 職員の昇給は、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>6 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員（次項に規定する職員を除く。）に関する第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「4号給」とあるのは「2号給」と、第4項中「5号給」とあるのは「3号給」とする。</p> <p>7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、職員が58歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることができず、ただし、市長が特に事由を定めた場合に限り、昇給させることができる。</p> <p>8 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>55歳を超える職員の昇給を停止する規定の追加及び規定の整備</p>

9 第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が5級であるもの(以下「行(1)5級職員」という。)には適用しない。

(勤勉手当)

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する 場合	12月に支給する 場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の95	100分の95
行(1)4級職員	100分の11 5	100分の11 5
行(1)5級職員	100分の12 5	100分の12 5

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ10分の45を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略

5 省略

第17条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する 場合	12月に支給する 場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の85	100分の85
行(1)4級職員	100分の10 5	100分の10 5
行(1)5級職員	100分の11 5	100分の11 5

3 再任用職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ10分の40を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略

5 省略

勤勉手当の支給割合の改定

同上

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の2第2項及び第3項の改正規定並びに次項及び第4項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(平成29年12月の勤勉手当の特例)
- 3 平成29年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表中「10分の95」とあるのは「100分の105」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。
(給与の内払)
- 4 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第17号資料2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な概要

平成29年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

1 期末・勤勉手当

(1) 概要

年間支給月数を0.2月（再任用職員については、0.1月）引き上げ、4.5月（再任用職員については、2.35月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

(2) 実施時期

平成29年度から実施

2 55歳以上の昇給措置

(1) 概要

給与水準の上昇を抑制するため、55歳以上の職員の昇給を原則停止する。

(2) 実施時期

平成30年度から実施

議案第17号資料3

平成29年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.15% (631円)	改定なし	改定なし
初任給 上級職 中級職 初級職	183,700円(1,000円) 179,200円(1,000円) 147,100円(1,000円)	182,700円(改定なし) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)	182,700円(改定なし) 156,100円(改定なし) 144,600円(改定なし)
勤勉手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.40月)	0.10月 (4.50月)	0.20月 (4.50月)
実施時期 例月給 特別給	平成29年4月に遡及して実施 平成29年12月支給の勤勉手当に遡及して実施	改定なし 平成29年12月支給の勤勉手当から実施	改定なし 平成29年12月支給の勤勉手当に遡及して実施

※ 勤勉手当の引上げ支給月数()は、期末・勤勉手当の年間支給月数

議案第17号資料4

多摩26市における勤勉手当の改定状況

平成30年1月16日現在

自治体名	改正前	改正後	引上月数
小金井市	4.3月	4.5月	0.2月
八王子市	4.4月	4.5月	0.1月
立川市	4.4月	4.5月	0.1月
武蔵野市	4.4月	4.5月	0.1月
三鷹市	4.4月	4.5月	0.1月
青梅市	4.4月	4.5月	0.1月
府中市	4.4月	4.5月	0.1月
昭島市	4.4月	4.5月	0.1月
調布市	4.4月	4.5月	0.1月
町田市	4.4月	4.5月	0.1月
小平市	4.4月	4.5月	0.1月
日野市	4.4月	4.5月	0.1月
東村山市	4.4月	4.5月	0.1月
国分寺市	4.4月	4.5月	0.1月
国立市	4.4月	4.5月	0.1月
福生市	4.4月	4.5月	0.1月
狛江市	4.4月	4.5月	0.1月
東大和市	4.4月	4.5月	0.1月
清瀬市	4.4月	4.5月	0.1月
東久留米市	4.4月	4.5月	0.1月
武蔵村山市	4.4月	4.5月	0.1月
多摩市	4.4月	4.5月	0.1月
稲城市	4.4月	4.5月	0.1月
羽村市	4.4月	4.5月	0.1月
あきる野市	4.4月	4.5月	0.1月
西東京市	4.4月	4.5月	0.1月

※ 改正前及び改正後の月数は、期末・勤勉手当の年間支給月数

議案第17号資料5

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る影響額

年 度	給料	勤勉手当	その他の手当	年度計
平成29年度	0千円	49,770千円	0千円	49,770千円
平成30年度	△ 175千円	49,713千円	△ 26千円	49,512千円

※ 影響額は、平成29年4月1日現在の人数に基づき算出

現在実施をしている又は今後実施を予定している給与減額措置等の概要及び影響額

1 特別職の給与について

(1) 給料

ア 概要

特別職の給料の減額措置を次のとおり実施

市長 平成28年4月1日から平成31年12月17日まで10%減

副市長及び教育長 平成29年1月1日から平成31年12月17日まで
5%減

イ 影響額

年度	市長	副市長	教育長	年度計
平成28年度	△ 1,615千円	△ 134千円	△ 124千円	△ 1,873千円
平成29年度	△ 1,615千円	△ 1,345千円	△ 640千円	△ 3,600千円
平成30年度	△ 1,615千円	△ 1,381千円	△ 640千円	△ 3,636千円
平成31年度	△ 1,259千円	△ 1,076千円	△ 499千円	△ 2,834千円
合計	△ 6,104千円	△ 3,936千円	△ 1,903千円	△ 11,943千円

(2) 退職手当

ア 概要

特別職の退職手当の在職1年毎の支給割合を次のとおり改正予定

市長 100分の350から100分の338

副市長 100分の300から100分の290

教育長 100分の250から100分の242

イ 1人当たりの影響額

区分	市長	副市長	教育長
現行	13,510千円	9,900千円	5,738千円
改正後	13,047千円	9,570千円	5,554千円
影響額	△ 463千円	△ 330千円	△ 184千円

2 特別調整額について

(1) 概要

部長職及び課長職に支給している特別調整額の減額措置の期間（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）を平成30年12月31日まで1年間延長する。

(2) 影響額

年 度	特別調整額	その他の手当	年度計
平成28年度	△ 2,221千円	△ 311千円	△ 2,532千円
平成29年度	△ 6,589千円	△ 988千円	△ 7,577千円
平成30年度	△ 4,393千円	△ 659千円	△ 5,052千円
合 計	△ 10,982千円	△ 1,647千円	△ 12,629千円

3 互助会交付金

(1) 概要

平成29年度から互助会交付金の負担割合を1:0.9から1:0.8に見直し

(2) 今後10年間の影響額

年 度	金 額
平成29年度	△ 980千円
平成30年度	△ 980千円
平成31年度	△ 980千円
平成32年度	△ 980千円
平成33年度	△ 980千円
平成34年度	△ 980千円
平成35年度	△ 980千円
平成36年度	△ 980千円
平成37年度	△ 980千円
平成38年度	△ 980千円
合 計	△ 9,800千円

※ 平成29年4月1日現在の職員数を基に算出

4 一般職の退職手当について

(1) 概要

基本額 支給率上限を45月から43月に改定予定

調整額 調整額単価を1,075円から1,100円に改定予定

(2) 今後10年間の影響額

年 度	金 額
平成29年度	△ 4,900千円
平成30年度	△ 5,600千円
平成31年度	△ 4,200千円
平成32年度	△ 4,200千円
平成33年度	△ 6,300千円
平成34年度	△ 7,700千円
平成35年度	△ 7,700千円
平成36年度	△ 13,300千円
平成37年度	△ 16,800千円
平成38年度	△ 17,500千円
合 計	△ 88,200千円

議案第18号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員の退職手当について、民間水準との均衡を図る観点から、基本額の支給割合等
の見直しを行うため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「100分の130」を「100分の120」に改め、同項第3号中「30年」を「20年」に改め、同項第5号中「100分の50」を「100分の40」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「100分の150」を「100分の140」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- 第2条第2項中「45」を「43」に改める。
- 第5条の3第1項中「1,075円」を「1,100円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

議案第18号資料1

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第2条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の120</u></p> <p>(3) <u>16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160</u></p> <p>(4) <u>21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(5) <u>31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の140</u></p> <p>(6) <u>34年以上の期間については、1年につき100分の40</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職</p>	<p>(退職手当の基本額)</p> <p>第2条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の130</u></p> <p>(3) <u>16年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160</u></p> <p>(4) <u>31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(5) <u>34年以上の期間については、1年につき100分の50</u></p> <p>2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における給料月額に45を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第5条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職</p>	<p>支給割合の変更 同上 同上 号の繰下げ及び支給割合の変更 同上 支給割合の上 限の規定の整備</p>

員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,100円を乗じて得た額とする。

(1) } 省略
~
(6)

2 } 省略
~
4

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数1点につき1,075円を乗じて得た額とする。

(1) } 省略
~
(6)

2 } 省略
~
4

調整額の単価
の変更

多摩26市における退職手当の改定状況

平成30年1月16日現在

自治体名	基本額支給率上限		調整額単価		施行日	平成29年度から実施
	改定前	改定後	改定前	改定後		
小金井市	45月	43月	1,075円	1,100円	公布の日の翌日	○
八王子市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
立川市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
武蔵野市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
三鷹市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
青梅市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
府中市	45月	43月	1,132円	1,100円	平成30年4月1日	
昭島市	45月	43月	1,075円	1,100円	未定	
調布市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
町田市	45月	43月	1,000円	1,100円	平成30年1月1日	○
小平市	45月	43月	1,075円	1,100円	未定	
日野市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
東村山市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
国分寺市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
国立市	45月	43月	1,075円	1,100円	未定	
福生市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
狛江市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
東大和市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
清瀬市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
東久留米市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
武蔵村山市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
多摩市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
稲城市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
羽村市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
あきる野市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	
西東京市	45月	43月	1,075円	1,100円	平成30年4月1日	

※ 東京都市町村職員退職手当組合構成市：福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市及びあきる野市

議案第18号資料3

退職手当の改定による影響額

1 1人当たり平均の影響額

	影響額
1人当たり平均	△ 700千円

※ 平成27～29年度定年退職者の支給実績等をモデル化した理論値の平均を10万円単位で端数整理をした額

2 退職手当制度改正による今後10年間の影響額

年度	人数	影響額
平成29年度	7人	△ 4,900千円
平成30年度	8人	△ 5,600千円
平成31年度	6人	△ 4,200千円
平成32年度	6人	△ 4,200千円
平成33年度	9人	△ 6,300千円
平成34年度	11人	△ 7,700千円
平成35年度	11人	△ 7,700千円
平成36年度	19人	△ 13,300千円
平成37年度	24人	△ 16,800千円
平成38年度	25人	△ 17,500千円
合計	126人	△ 88,200千円

※ 人数は、各年度の定年退職者見込数

議案第19号

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、基金の処分について改正する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険事業運営基金条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第2項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。

第6条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号資料

小金井市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(処分) 第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。 (1) 省略 (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第2項の国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 省略 付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(処分) 第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。 (1) 省略 (2) 削除 (3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第118条第2項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。 (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額の財源に充てるとき。 (5) 省略</p>	<p>基金を処分することができ、規定の追加及び削除</p>

議案第20号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行い、及び国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があること等から、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものを

いう。以下同じ。)」を削る。

第5条中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第22条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「54万円」を「58万円」に、「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に改め、同条第1号ア中「1万4,700円」を「1万8,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第2号中「特定同一世帯所属者」を「特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））」に、「27万円」を「27万5,000円」に改め、同号ア中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「4,200円」を「5,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定(「54万円」を「58万円」に改める部分に限る。)、同条第2号の改正規定(「27万円」を「27万5,000円」に改める部分に限る。)及び同条第3号の改正規定(「49万円」を「50万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行い、及び国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定等するものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 課税額の算定方法の改正

市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとし、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定方法を改正する（法第703条の4、条例第2条第1項）。

(2) 基礎課税額の課税限度額の改定

54万円を58万円に改める（条例第2条第2項、第22条）。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改定

ア 被保険者均等割額の改定

2万1,000円を2万6,000円に改める（条例第5条）。

イ 世帯別平等割額の廃止（条例第6条）

(4) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

1万4,700円を1万8,200円に改める（条例第22条第1号ア）。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

1万500円を1万3,000円に改める（条例第22条第2号ア）。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

4,200円を5,200円に改める（条例第22条第3号ア）。

(5) 減額基準額の引上げ

ア 5割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である27万円を27万5,000円に改

める(条例第22条第2号)。

イ 2割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である49万円を50万円に改める(条例第22条第3号)。

(6) その他所要の規定の整備

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、2(2)の改正規定及び2(5)の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要</p>	<p>(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てられる国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てられるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てられるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定方法の改正</p>

する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康

保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。

3 前項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万6,000円とする。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万1,000円とする。

基礎課税額の平等割額の廃止及び限度額の改定並びに規定の整備

規定の整備

同上

基礎課税額

の均等割額
の改定

第6条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第22条において同じ。）以外

の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(国民健康保険税の減額)

(国民健康保険税の減額)

基礎課税額
の平等割額
の廃止

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万8,200円

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万4,700円

基礎課税額の限度額の改定に伴う規定の整備

基礎課税額の均等割額の改定に伴う7割減額対象世帯に係る減額金額の変更

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,62

基礎課税額の平等割額の廃止に伴

う規定の廃止

- 0円
- (4) 特定世帯 2, 310円
- (5) 特定継続世帯 3, 465円

ウ 省略
 エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

規定の整備及び5割減額対象基準額の引上げ

イ 省略
 ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,000円

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万500円

基礎課税額の均等割額の改定に伴う5割減額対象世帯に係る減額金額の変更
 基礎課税額の平等割額

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 30

0円

② 特定世帯 1, 650円

③ 特定継続世帯 2, 475円

④ 省略

⑤ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 320円

の廃止に伴う規定の廃止

2割減額対象基準額の引上げ

基礎課税額の均等割額の改定に伴う2割減額対象世帯に係る減額金額の変更

基礎課税額の平等割額の廃止に伴う規定の廃

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 200円

④ 省略

⑤ 省略

止

- (4) 特定世帯 660円
- (5) 特定継続世帯 990円

ウ 省略
エ 省略

イ 省略
ウ 省略

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定(「54万円」を「58万円」に改める部分に限る。)、同条第2号の改正規定(「27万円」を「27万5,000円」に改める部分に限る。)及び同条第3号の改正規定(「49万円」を「50万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第21号資料

小金井市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(用語)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 相談支援に関する事業 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第22号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第22号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第 23 号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

私立幼稚園等就園奨励費補助金の階層判定に係る算定方式の変更に伴い、関連する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 私立特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置するものをいう。
- (4) 私立幼稚園等 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び私立特定教育・保育施設をいう。

第2条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 利用者負担額 法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号の市町村が定める額とする。）をいう。

第2条第7号を次のように改める。

- (7) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額をいう。

第2条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 私立幼稚園もしくは幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者又は私立特定教育・保育施設に在籍する法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして法第20条第4項に規定する支給認定を受けた幼児の保護者（以下「1号認定保護者」という。）

第3条第2号中「含む。）」の次に「又は利用者負担額及び特定負担額を私立特定教育・保育施設に納入した1号認定保護者」を加える。

第4条第2項中「保育料」の次に「又は利用者負担額及び特定負担額の合計」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 4 第1子及び第2子以降の適用範囲は、規則で定める範囲とする。
- 3 ひとり親世帯等であつて区分3に該当する世帯の補助金月額は、()
 税額を算定し、所得の基準に適用することができる。
- 2 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況を把握できる方法によって課税額の合計額とする。

備考 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、それぞれの所得

区分	市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)所得割額	第1子	第2子以降
	所得の基準	補助金月額	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けている世帯	11,400円	11,400円
2	当該年度に納付すべき市町村民税の非課税世帯又は均等割額のみの世帯	11,400円	11,400円
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	9,700円 (11,400円)	11,400円
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が211,200円以下の世帯	8,700円	10,800円
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が256,300円以下の世帯	7,600円	10,200円
6	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が256,300円を超える世帯	5,200円	5,200円

議案第23号資料

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>私立特定教育・保育施設</u> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置するものをいう。</p> <p>(4) <u>私立幼稚園等</u> <u>私立幼稚園</u>、<u>幼稚園類似の幼児施設</u>及び<u>私立特定教育・保育施設</u>をいう。</p> <p>(5) 省略 (6) <u>利用者負担額</u> 法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の市町村が定める額とする。)をいう。 (7) <u>特定負担額</u> <u>特定教育・保育施設</u>及び<u>特定地域型保育</u></p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>私立保育所型認定こども園</u> <u>東京都認定こども園</u>の<u>認定要件に関する条例</u>(平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。)第3条第3号に定める保育所型認定こども園のうち、地方公共団体以外の者が設置するものをいう。</p> <p>(4) <u>私立地方裁量型認定こども園</u> <u>都条例</u>第3条第4号に定める<u>地方裁量型認定こども園</u>のうち、<u>地方公共団体以外の者が設置するものをいう</u>。</p> <p>(5) <u>私立幼稚園等</u> <u>私立幼稚園</u>、<u>幼稚園類似の幼児施設</u>、<u>私立保育所型認定こども園</u>又は<u>私立地方裁量型認定こども園</u>をいう。 (6) 省略 (7) <u>短時間利用児</u> <u>幼児のうち</u><u>都条例</u>第2条第1項第3号</p>	<p>用語の定義の規定の整備</p>

事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)
第13条第3項に定める額をいう。

(8) 省略
(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 私立幼稚園もしくは幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者又は私立特定教育・保育施設に在籍する法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして法第20条第4項に規定する支給認定を受けた幼児の保護者(以下「1号認定保護者」という。)

(2) 保育料を私立幼稚園等に納入した幼児の保護者(就園奨励事業による保育料の軽減又は免除を受けた者を含む。)又は利用者負担額及び特定負担額を私立特定教育・保育施設に納入した1号認定保護者。ただし、児童養護施設の長、里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の事業者等の子童福祉法による児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知)において幼稚園費の支弁の対象となる保護者を除く。

(補助金額)
第4条 省略

2 前項に規定する補助金の額は、保護者が負担する保育料又は利用者負担額及び特定負担額の合計の額を超えないものとする。

別表(第4条関係)

に定める短時間利用児に該当するものをいう。

(8) 長時間利用児 幼児のうち都条例第2条第1項第4号に定める長時間利用児に該当するものをいう。

(9) 省略
(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 私立幼稚園もしくは幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者、私立保育所型認定こども園もしくは私立地方裁量型認定こども園に在籍する短時間利用児の保護者又は私立地方裁量型認定こども園のうち、幼稚園類似の幼児施設が認証保育所の認証を得ずに認定こども園の認定を受けた当該施設に在籍する長時間利用児の保護者

(2) 保育料を私立幼稚園等に納入した幼児の保護者(就園奨励事業による保育料の軽減又は免除を受けた者を含む。)ただし、児童養護施設の長、里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の事業者等の児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知)において幼稚園費の支弁の対象となる保護者を除く。

(補助金額)
第4条 省略

2 前項に規定する補助金の額は、保護者が負担する保育料の額を超えないものとする。

別表(第4条関係)

補助対象
の規定の
整備

規定の整
備
階層判定

区分	所得の基準	補助金月額	
		第1子	第2子以降
1	市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)所得割額 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けている世帯	11,400円	11,400円
2	当該年度に納付すべき市町村民税の非課税世帯又は均等割額のみ世帯	11,400円	11,400円
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	9,700円 (11,400円)	11,400円
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が211,200円以下の世帯	8,700円	10,800円
5	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が256,300円以下の世帯	7,600円	10,200円
6	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が256,300円を超える世帯	5,200円	5,200円

区分	19歳未満の扶養親族の数の数		所得の基準(上限額)	補助金月額	
	16歳未満	16歳以上19歳未満		第1子	第2子以降
区分	<加算単価> 第2区 分:2 1,300円 第3・4 区分:1 9,800円	<加算単価> 第2区 分:1 1,100円 第3・4 区分: 7,200円	市区町村民税所得割課税額(円)	第1子	第2子以降
	1	2	当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割額が非課税となる世帯、	1,400円	1,400円

の変更

- 備考
- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、それぞれの所得割額の合計額とする。
 - 2 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況を把握できる方法によって課税額を算定し、所得の基準に適用することができる。
 - 3 ひとり親世帯等であって区分3に該当する世帯の補助金月額、()内の額とする。
 - 4 第1子及び第2子以降の適用範囲は、規則で定める範囲とする。

					生活保護法 第11条第 1項に規定 する保護を 受けている 世帯及び区 分2に該当 する世帯の うちひとり 親世帯等		
	0人	0人	0人	34,500円			
	1人	1人	0人	55,800円			
	2人	1人	1人	66,900円			
	2人	2人	0人	77,100円			
2	1人	1人	2人	78,000円		9,700円	1,400円
	3人	2人	1人	88,200円			
		3人	0人	98,400円			
		1人	3人	89,100円			
4	2人	2人	2人	99,300円			

					限額を超え る世帯
--	--	--	--	--	--------------

- 備考
- 1 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在とする。
 - 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。
 - 3 扶養親族が6人以上の場合の所得の基準は、区分2については34,500円、区分3については171,600円、区分4については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。
 - 4 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況を把握できる方法によって課税額を算定し、所得の基準に適用することができる。

付 則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第24号

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の改正等により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例

(小金井市高齢者住宅条例の一部改正)

第1条 小金井市高齢者住宅条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第12条第1項中「公営住宅法施行規則第10条」を「省令第11条」に改める。

第13条第1項中「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に改める。

第14条第1項中「第2条」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同項ただし書中「規定による」を「規定による報告の」に改め、同条第3項中「第3条」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、高齢者住宅の入居者（省令第8条に定める者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の高齢者住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条及び令第16条第1項で定めるところにより、第30条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「省令第7条」に改める。

第23条第1項中「入居者の収入」の次に「(第14条第4項の困難な事情にあると認められるときは、同項の規定により把握した当該入居者の収入。次項において同じ。)」を加える。

第25条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を、「次項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の収入超過者と認定された入居者（省令第8条に定める者に限る。）が、当該高齢者住宅に引き続き入居している場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当

該入居者の高齢者住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項及び令第16条第1項で定めるところにより、第14条第4項の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第27条第1項中「第14条第1項及び第25条第1項」を「第14条第1項及び第4項並びに第25条第1項及び第3項」に改める。

第30条第1項中「第14条第1項、第25条第1項」を「第14条第1項もしくは第4項、第25条第1項もしくは第3項」に、「第25条第3項」を「第25条第4項」に改める。

(小金井市市営住宅条例の一部改正)

第2条 小金井市市営住宅条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第6条第2項第2号中「60歳以上又は18歳未満の者」を「60歳以上の者」に改め、同項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第12条第1項中「公営住宅法施行規則第10条」を「省令第11条」に改める。

第13条第1項中「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に改める。

第14条第1項中「第2条」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同項ただし書中「規定による」を「規定による報告の」に改め、同条第3項中「第3条」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（省令第8条に定める者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条及び令第16条第1項で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「省令第7条」に改める。

第29条第1項中「入居者の収入」の次に「（第14条第4項の困難な事情にあると認められるときは、同項の規定により把握した当該入居者の収入。次項において

同じ。)」を加える。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を、「次項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の収入超過者と認定された入居者（省令第8条に定める者に限る。）が、当該市営住宅に引き続き入居している場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項及び令第16条第1項で定めるところにより、第14条第4項の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第33条第1項中「第14条第1項及び第31条第1項」を「第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項及び第3項」に改める。

第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項」を「第14条第1項もしくは第4項、第31条第1項もしくは第3項」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改める。

第39条中「第14条第1項、第31条第1項」を「第14条第1項もしくは第4項、第31条第1項もしくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項、第31条第1項」を「第14条第1項もしくは第4項、第31条第1項もしくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第43条第1項中「社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令」を「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中小金井市高齢者住宅条例第3条、第12条及び第13条の改正規定、第14条の改正規定（同条第1項及び第3項の改正規定に限る。）、第15条の改正規定並びに第25条の改正規定（同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加える部分に限る。）並びに第2条中小金井市市営住宅条例第3条、第12条及び第13条の改正規定、第14条の改正規定（同条第1項及び第3項の改正規定に限る。）、第15条の改正規定、

第31条の改正規定（同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加える部分に限る。）、第39条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）、第40条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）並びに第43条の改正規定は、公布の日から施行する。

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市高齢者住宅条例(第1条関係) 改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 共同施設 高齢者住宅の施設で、法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3) 省略 (4) 省略 (同居の承認) 第12条 高齢者住宅の入居者は、当該高齢者住宅への入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 省略 (入居の承継) 第13条 高齢者住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該高齢者住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 共同施設 高齢者住宅の施設で、法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3) 省略 (4) 省略 (同居の承認) 第12条 高齢者住宅の入居者は、当該高齢者住宅への入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、<u>公営住宅法施行規則第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 省略 (入居の承継) 第13条 高齢者住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該高齢者住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない</p>	<p>規定の整備</p> <p>法改正に伴う引用条項の整備</p> <p>同上</p>

ない。

2 省略

(家賃の決定)

第14条 高齢者住宅の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第23条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条及び令第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、高齢者住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該高齢者住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 省略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。

4 市長は、高齢者住宅の入居者(省令第8条に定める者に限る。)が次条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の高齢者住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条及び令第16条第1項で定めるところにより、第30条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

得なければならない。

2 省略

(家賃の決定)

第14条 高齢者住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第23条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、高齢者住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該高齢者住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 省略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

特定の場合における家賃の特例

<p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(収入超過者等の認定)</p> <p>第23条 市長は、<u>第15条第3項の規定により認定した入居者の収入(第14条第4項の困難な事情にあると認められるときは、同項の規定により把握した当該入居者の収入。次項において同じ。)</u>の額が<u>第6条第4号</u>に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が高齢者住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第25条 第23条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に高齢者に高齢者住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項又は第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、<u>収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に規定する方法によらなければならない。</u></p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(収入超過者等の認定)</p> <p>第23条 市長は、<u>第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第4号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が高齢者住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(収入超過者の家賃)</p> <p>第25条 第23条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に高齢者住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、<u>収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</u></p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p> <p>収入超過者に係る収入の規定の整備</p> <p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	---	---

3 市長は、第1項の収入超過者と認定された入居者（省令第8条に定める者に限る。）が、当該高齢者住宅に引き続き入居している場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の高齢者住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項及び令第16条第1項で定めるところにより、第14条第4項の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

4 第16条から第18条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。

(高額所得者の家賃等)

第27条 第23条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第25条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に高齢者住宅を明け渡した場
合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 省略

3 省略

(収入状況の報告の請求等)

第30条 市長は、第14条第1項もしくは第4項、第25条第1項もしくは第3項もしくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第16条

特定の場合における収入超過者の家賃の特例

規定の整備及び項の繰下げ

3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者の家賃等)

第27条 第23条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第25条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に高齢者住宅を明け渡した場
合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 省略

3 省略

(収入状況の報告の請求等)

第30条 市長は、第14条第1項、第25条第1項もしくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第25条第3項又は第27条第3項において準用す

同上

同上

第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃もしくは金銭の減免もしくは徴収の猶予、第26条第1項の規定による明渡し、第28条の規定によるある等認めるときは、入居者の収入の状況につきは、入居者の収入の状況について、当該入居者もしくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることができる。

- 2 省略
- 3 省略

付 則 (抄)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中小金井市高齢者住宅条例第3条、第12条及び第13条の改正規定、第14条の改正規定(同条第1項及び第3項の改正規定に限る。)、第15条の改正規定並びに第25条の改正規定(同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加える部分に限る。)(中略)は、公布の日から施行する。

場合を含む。)の規定による家賃もしくは金銭の減免もしくは徴収の猶予、第26条第1項の規定による明渡し、第28条の規定によるある等認めるときは、入居者の収入の状況につきは、当該入居者もしくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 省略
- 3 省略

小金井市営住宅条例 (第2条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」とい 	<p>(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する 	<p>規定の整備</p>

う。) 第1条に規定する施設をいう。

- (3) } 省略
- (5) }

(入居者の資格)

第6条 省略

2 前項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 省略
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合
- (3) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

3 省略

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならぬ。

2 省略

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならぬ。

施設をいう。

- (3) } 省略
- (5) }

(入居者の資格)

第6条 省略

2 前項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 省略
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 省略

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならぬ。

2 省略

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならぬ。

特に居住の安定を図る必要がある場合の規定の整備

法改正に伴う引用条項の整備

同上

2 省略

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び令第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 省略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に規定する方法により算出した額とする。

4 市長は、市営住宅の入居者（省令第8条に定める者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条及び令第16条第1項で定めるところにより、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

2 省略

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 省略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

特定の場合における家賃の特例

(収入の申告等)

<p>第15条 省略</p>	<p>第15条 省略</p>
<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p>	<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>
<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、<u>第15条第3項</u>の規定により認定した入居者の収入(<u>第14条第4項</u>の困難な事情にあると認められるときは、<u>同項</u>の規定により把握した当該入居者の収入。次項において同じ。)の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p>	<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、<u>第15条第3項</u>の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項及び第4項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項又は<u>第3項</u>に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、<u>第14条第1項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項又は<u>第3項</u>に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し<u>近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項</u>に規定する方法によらなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し<u>近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項</u>に規定する方法によらなければならない。</p>
<p>3 市長は、<u>第1項</u>の収入超過者と認定された入居者(省</p>	<p>特定の場合における</p>

令第8条に定める者に限る。)が、当該市営住宅に引き続き入居している場合において第15条第1項の規定による収入の申告をすること、及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項及び令第16条第1項で定めるところにより、第14条第4項の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

4 第16条から第18条までの規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 省略

3 省略

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項もしくは第4項、第31条第1項もしくは第3項もしくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第4項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定

る収入超過者の家賃の特例

規定の整備及び項の繰下げ

規定の整備

3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 省略

3 省略

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項もしくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃もしくは金銭の減免

同上

同上

項もしくは第4項、第31条第1項もしくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可)

第43条 市長は、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 省略

付 則（抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、（中略）第2条中小金井市市営住宅条例第3条、第12条及び第13条の改正規定、第14条の改正規定（同条第1項及び第3項の改正規定に限る。）、第15条の改正規定、第31条の改正規定（同条第2項中「第8条第2項」の次に「及び令第16条第1項」を加える部分に限る。）、第39条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）、第40条の改正規定（「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。）並びに第43条の改正規定は、公布の日から施行する。

項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 省略

規定の整備

同上

議案第24号資料2

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の背景

- (1) 平成29年4月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）」により改正された公営住宅法が同年7月26日に施行され、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができることとされた。
- (2) 平成29年6月14日に公布された「東京都営住宅条例の一部を改正する条例」により改正された東京都営住宅条例が、一部を除き、同日に施行され、特に居住の安定を図る必要があるものとして定める場合として規定されていた「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合」に改められた。

2 改正の概要

(1) 小金井市高齢者住宅条例の一部改正

公営住宅法の改正に併せ、認知症患者等の家賃の算定方法については、公営住宅一般に係る家賃の算定方法と同様に、市が官公署における必要な書類の閲覧により把握した収入に基づき、家賃を定めるものとし、また、収入超過者である認知症患者等の家賃の算定方法についても、公営住宅一般に係る収入超過者の家賃算定方法とする。

(2) 小金井市市営住宅条例の一部改正

(1)と同主旨の改正を行う。また、東京都営住宅条例の改正の主旨に倣い、子育て世帯の入居の拡充を図るため、特に居住の安定を図る必要がある場合として規定されていた「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合」に改める。

議案第25号

小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の医療の確保に関する法律の改正等により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小金井市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第55条第1項に規定する病院等」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により小金井市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
付則第3条を削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第25号資料1

小金井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際小金井市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をして2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際小金井市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた法第55条第2項第2号に</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際小金井市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をして2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際小金井市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際小金井市に住所を</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際小金井市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により小金井市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

付 則

有していた被保険者

法改正に伴う規定の追加

付 則

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

規定の削除

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係

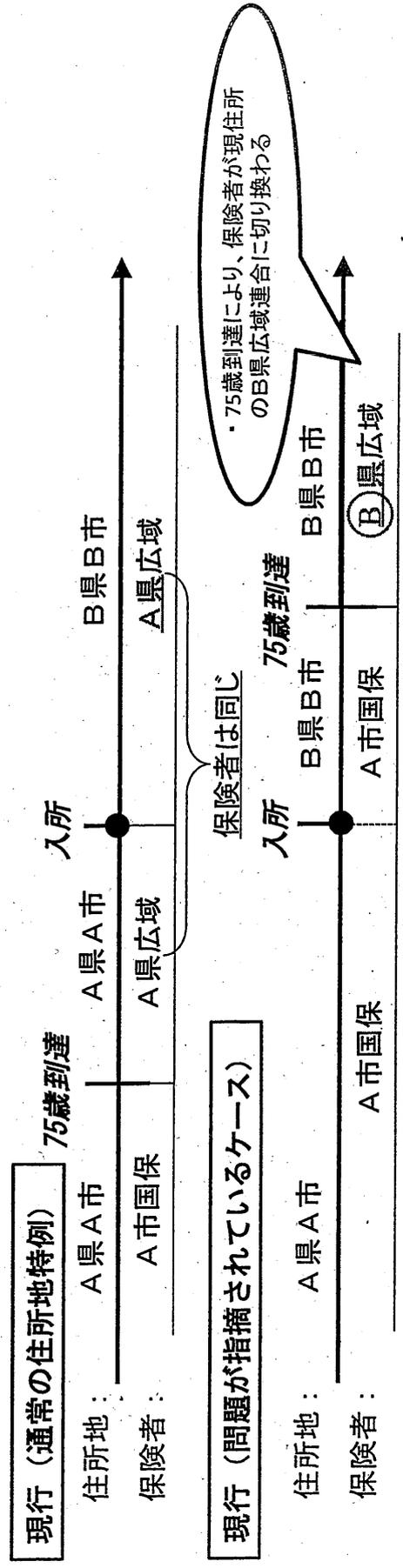
付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について
第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中
「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後にお
ける市長が別に定める時期とする」とする。

後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱い

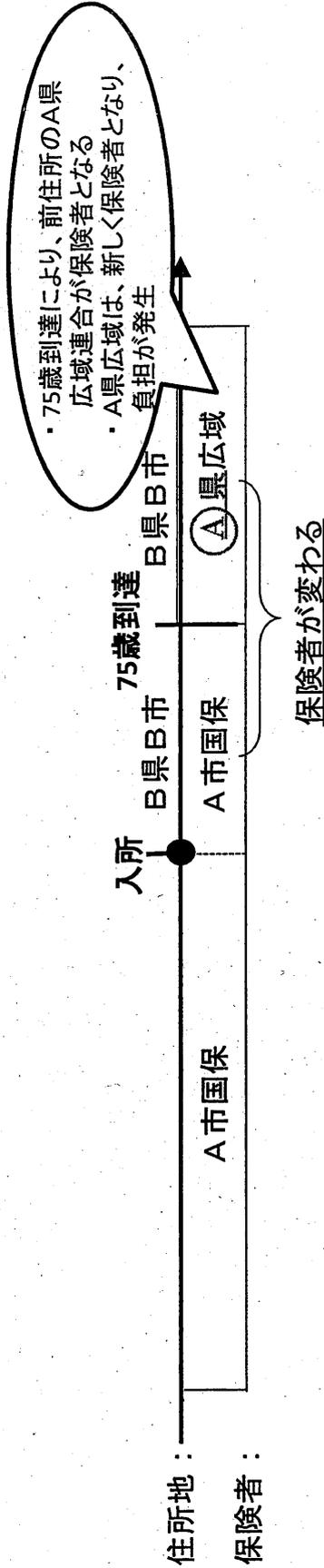
- 国保・後期の適用は住所地で行うことを原則としているが、施設等に入所し、住所が移った者について、その施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が過大となり得る。これを防ぐため、一定の施設等への入所により他の広域連合から転入した者については、前住所地の広域連合が保険者となる特例(「住所地特例」)を設けている。(約18,000人(平成25年3月末現在))
 - しかしながら、同一制度内の保険者間異動(国保⇄国保、後期⇄後期)には適用されるが、75歳到達等により国保から後期に加入する場合、適用されない。
- ※ 国保加入中に住所地特例の対象施設に入所等した者が、75歳に到達した場合、入所前の住所地市町村でなく、施設所在市町村の属する広域連合が保険者となる。



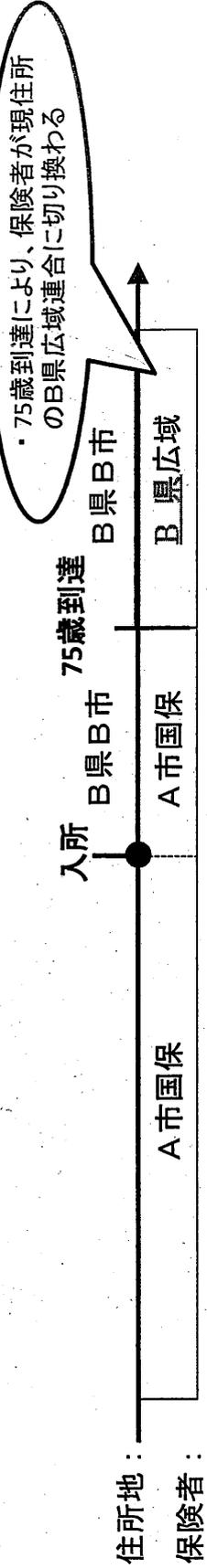
後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直し

○ 後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について、加入時に対象施設に入所等していることにより現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直す。

<見直し案>



<参考：現行(再掲)>



議案第26号

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第26号資料

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(総則) 第1条 小金井市（以下「市」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条 国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) } 省略 { (4) }</p> <p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(総則) 第1条 小金井市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) } 省略 { (4) }</p>	<p>規定の整備 法改正に伴う規定の整備</p>

議案第27号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

第7期介護保険事業計画策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「31,200円」を「32,400円」に改め、同項第2号中「40,500円」を「42,100円」に改め、同項第3号中「46,800円」を「48,600円」に改め、同項第4号中「54,600円」を「56,700円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「73,300円」を「76,100円」に改め、同号ア中「合計所得金額」という。）の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「79,500円」を「82,600円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「90,400円」を「93,900円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に、「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「93,600円」を「97,200円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「99,800円」を「103,600円」に改め、同項第11号中「109,200円」を「113,400円」に改め、同項第12号中「124,800円」を「129,600円」に改め、同項第13号中「134,100円」を「139,300円」に改め、同項第14号中「143,500円」を「149,000円」に改め、同項第15号中「152,800円」を「158,700円」に改め、同条第2項中「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る」を削り、「該当する者の」を「掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る」に、「28,000円」を「29,100円」に改める。

第28条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>2,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,100円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>1,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,300円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>保険料率適用年度の変更及び保険料率の改定並びに合計所得金額の定義の変更</p>

- イ 省略
- (7) 次のいずれかに該当する者 82,600円
ア 合計所得金額が 120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者 93,900円
ア 合計所得金額が 200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者 97,200円
ア 合計所得金額が 300万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者 103,600円
ア 省略
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 113,400円
ア 省略
イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 129,600円
ア 省略
イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 139,300円
ア 省略
イ 省略
- (14) 次のいずれかに該当する者 149,000円

- イ 省略
- (7) 次のいずれかに該当する者 79,500円
ア 合計所得金額が 120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者 90,400円
ア 合計所得金額が 190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者 93,600円
ア 合計所得金額が 290万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者 99,800円
ア 省略
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 109,200円
ア 省略
イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 124,800円
ア 省略
イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 134,100円
ア 省略
イ 省略
- (14) 次のいずれかに該当する者 143,500円

ア 省略
イ 省略

- (15) 前各号のいずれにも該当しない者 158,700円
- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,100円とする。

第28条 市は、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の間に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

ア 省略
イ 省略

- (15) 前各号のいずれにも該当しない者 152,800円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000円とする。

第28条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の間に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

公費負担に係る用語の整備
法の改正に伴う規定の整備

第6期事業計画期間と第7期事業計画期間の所得段階区分別介護保険料比較(案)

区分	旧対象者	第6期事業計画期間			新対象者	第7期事業計画期間			上昇額 (年額)
		基準額に 対する比率	構成比	保険料年額		基準額に 対する比率	構成比	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯、または、世帯全員非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.450	17.2	28,000	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯、または、世帯全員非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	0.450	17.0	29,100	1,100
第2段階	世帯全員非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.650	5.1	40,500	世帯全員非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え、120万円以下	0.650	5.5	42,100	1,600
第3段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える	0.750	4.9	46,800	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える	0.750	5.0	48,600	1,800
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下、及び世帯に市民税課税者がいる	0.875	16.0	54,600	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下、及び世帯に市民税課税者がいる	0.875	14.9	56,700	2,100
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる、及び特例第4段階以外	1.000	9.2	62,400	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる、及び特例第4段階以外	1.000	9.7	64,800	2,400
第6段階	市民税本人課税者で合計所得金額120万円未満	1.175	8.7	73,300	市民税本人課税者で合計所得金額120万円未満	1.175	9.9	76,100	2,800
第7段階	市民税本人課税者で合計所得金額120万円以上190万円未満	1.275	12.2	79,500	市民税本人課税者で合計所得金額120万円以上200万円未満	1.275	14.5	82,600	3,100
第8段階	市民税本人課税者で合計所得金額190万円以上290万円未満	1.450	11.6	90,400	市民税本人課税者で合計所得金額200万円以上300万円未満	1.450	9.6	93,900	3,500
第9段階	市民税本人課税者で合計所得金額290万円以上350万円未満	1.500	3.4	93,600	市民税本人課税者で合計所得金額300万円以上350万円未満	1.500	2.9	97,200	3,600
第10段階	市民税本人課税者で合計所得金額350万円以上500万円未満	1.600	5.0	99,800	市民税本人課税者で合計所得金額350万円以上500万円未満	1.600	4.8	103,600	3,800
第11段階	市民税本人課税者で合計所得金額500万円以上750万円未満	1.750	2.6	109,200	市民税本人課税者で合計所得金額500万円以上750万円未満	1.750	2.5	113,400	4,200
第12段階	市民税本人課税者で合計所得金額750万円以上1000万円未満	2.000	1.3	124,800	市民税本人課税者で合計所得金額750万円以上1000万円未満	2.000	1.0	129,600	4,800
第13段階	市民税本人課税者で合計所得金額1000万円以上1500万円未満	2.150	1.2	134,100	市民税本人課税者で合計所得金額1000万円以上1500万円未満	2.150	1.1	139,300	5,200
第14段階	市民税本人課税者で合計所得金額1500万円以上2000万円未満	2.300	0.4	143,500	市民税本人課税者で合計所得金額1500万円以上2000万円未満	2.300	0.5	149,000	5,500
第15段階	市民税本人課税者で合計所得金額2000万円以上	2.450	1.2	152,800	市民税本人課税者で合計所得金額2000万円以上	2.450	1.1	158,700	5,900

※第7期事業計画期間の第1段階については、公費負担割合(0.05)を差し引いた率。公費負担は、消費税財源を用いた社会保障の充実の一つとして実施され、第7期事業計画期間中に第2段階及び第3段階の公費負担割合が導入となる場合は、比率が変動する。

議案第 28 号

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例

小金井市アスベスト飛散防止条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第9項」を「第2条第8項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第28号資料

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) アスベスト 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する石綿をいう。 (2) } 省略 ? } (11) }</p> <p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) アスベスト 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する石綿をいう。 (2) } 省略 ? } (11) }</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

議案第 29 号

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

小口事業資金融資あっせん制度における利用者の利便性の向上を目的とし、融資あっせんの種類の変更及び法人の申込要件の緩和を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 設備資金に係る借換資金

第4条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 運転資金に係る借換資金

第4条第4項中「3分の1」を「それぞれ3分の1」に、「第1項に定める融資あっせん限度額から未返済額を控除した額」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申込みを行う資金の種類が返済中の資金と同一資金の場合は、当該資金の融資あっせん限度額から未返済額を控除した額。ただし、第1項第2号又は第4号に規定する資金を返済中の場合は、再度当該資金と同一資金の融資あっせんの申込みをすることはできない。

(2) 申込みを行う資金の種類が返済中の資金と異なる資金の場合は、当該資金の融資あっせん限度額

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第2号及び第4号に規定する資金の融資の償還期間については、据置期間を設けないものとする。

第8条第2項中「第3号まで及び第6号から第8号まで」を「第5号まで及び第8号」に改め、同項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 個人にあつては、引き続き1年以上市内に住所を有し、市内もしくは隣接市に主たる事業所を有して、引き続き1年以上市内もしくは隣接市で同一事業を営んでいること、又は引き続き1年以上隣接市に住所を有し、市内に主たる事業所を有して、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること。

イ 法人にあつては、引き続き1年以上市内に本店（特定非営利活動法人にあつては、主たる事務所。以下同じ。）を有して、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること、又は当該法人の代表者が引き続き1年以上市内に住所を有し、隣接市に本店を有して、引き続き1年以上市内もしくは隣接市で同一事

業を営んでいること。

第8条第3項第1号中「市内に主たる事業所（法人の場合は原則として本店）」を「個人にあつては市内に主たる事業所を、法人にあつては市内に本店」に改め、「（開業後1年未満の者を含む。）」を削る。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1項第2号及び第4号に規定する資金に係る保証料を除く。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

資金の種類	融資あつせん限度額	償還期間	備考
運転資金	600万円（運転資金に係る借換資金を返済中の者にあつては、600万円から当該資金の未返済額を控除した額）	5年以内	運転資金及び設備資金の併用申込みは、各限度額及び各償還期間内とし、総限度額は800万円
運転資金に係る借換資金	運転資金の融資あつせん限度額から既に融資を受けた運転資金の未返済額（運転資金に係る借換資金により一括して返済される額を除く。）を控除した額の範囲内		
設備資金	800万円（設備資金に係る借換資金を返済中の者にあつては、800万円から当該資金の未返済額を控除した額）	7年以内	
設備資金に係	設備資金の融資あつせん限		

る借換資金		度額から既に融資を受けた設備資金の未返済額（設備資金に係る借換資金により一括して返済される額を除く。）を控除した額の範囲内							
特別設備資金		200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可					
開業資金	<table border="1"> <tr> <td>運転資金</td> <td rowspan="2">総限度額 500万円</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> </tr> </table>	運転資金	総限度額 500万円	設備資金		5年以内			
運転資金	総限度額 500万円								
設備資金									
商店街等 振興資金	<table border="1"> <tr> <td>運転資金</td> <td rowspan="2">総限度額 800万円</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> </tr> </table>	運転資金	総限度額 800万円	設備資金		<table border="1"> <tr> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> </tr> </table>	5年以内	7年以内	
運転資金	総限度額 800万円								
設備資金									
5年以内									
7年以内									
緊急資金		300万円	3年以内	運転資金、運転資金に係る借換資金、設備資金、設備資金に係る借換資金及び特別設備資金との併用申込み可					

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市小口事業資金融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以降の申込分から適用し、同日前の申込分については、なお従前の例による。

る借換資金		度額から既に融資を受けた設備資金の未返済額（設備資金に係る借換資金により一括して返済される額を除く。）を控除した額の範囲内		
特別設備資金		200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可
開業資金	運転資金	総限度額 500万円	5年以内	
	設備資金			
商店街等 振興資金	運転資金	総限度額 800万円	5年以内	
	設備資金		7年以内	
緊急資金		300万円	3年以内	運転資金、運転資金に係る借換資金、設備資金、設備資金に係る借換資金及び特別設備資金との併用申込み可

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市小口事業資金融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以降の申込分から適用し、同日前の申込分については、なお従前の例による。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(融資あっせんの種類及び限度額)</p> <p>第4条 融資あっせんの種類は次の各号に定めるものとし、融資あっせん限度額は別表のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>運転資金に係る借換資金</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>設備資金に係る借換資金</u></p> <p>(5) } 省略</p> <p>(6) } 省略</p> <p>(7) } 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 融資あっせんを受けた者（以下「借受人」という。）が融資を受けた額の<u>それぞれ3分の1以上を遅滞なく返済した場合は、次に掲げる額の範囲内において、再度融資あっせんの申込みをすることができる。</u></p> <p>(1) <u>申込みを行う資金の種類が返済中の資金と同一資金の場合は、当該資金の融資あっせん限度額から未返済額を控除した額。ただし、第1項第2号又は第4号に規定する資金を返済中の場合は、再度当該資金と同一資金の融</u></p>	<p>(融資あっせんの種類及び限度額)</p> <p>第4条 融資あっせんの種類は次の各号に定めるものとし、融資あっせん限度額は別表のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) } 省略</p> <p>(5) } 省略</p> <p>(6) <u>大型店対策事業資金</u></p> <p>(7) <u>産業振興資金</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 融資あっせんを受けた者（以下「借受人」という。）が融資を受けた額の<u>3分の1以上を遅滞なく返済した場合</u>は、<u>第1項に定める融資あっせん限度額から未返済額を控除した額の範囲内において、再度融資あっせんの申込みを</u>することができる。</p>	<p>融資あっせんの種類の変更</p> <p>再度融資あっせんの申込みができる規定の変更</p>

資あつせんの申込みをすることはできない。

(2) 申込みを行う資金の種類が返済中の資金と異なる資金の場合、当該資金の融資あつせん限度額

(償還の期間等)

第5条 融資の償還期間は、据置期間6か月以内を含み、別表に定める範囲とする。ただし、前条第1項第2号及び第4号に規定する資金の融資の償還期間については、据置期間を設けないものとする。

2 省略

3 省略

(申込人の資格)

第8条 省略

2 第4条第1項第1号から第5号まで及び第8号の融資あつせんの申込人は、前項のほか、次の各号に掲げる要件をいずれも備えていなければならない。

(1) 商工業者で、次のいずれかに該当するものであること。
ア 個人にあつては、引き続き1年以上市内に住所を有し、市内もしくは隣接市に主たる事業所を有して、引き続き1年以上市内もしくは隣接市で同一事業を営んでいること、又は引き続き1年以上隣接市に住所を有し、市内に主たる事業所を有して、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること。

イ 法人にあつては、引き続き1年以上市内に本店(特定非営利活動法人にあつては、主たる事務所。以下同じ。)を有して、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること、又は当該法人の代表者が引き続き1年以上市内に住所を有し、隣接市に本店を有して、引き続き1年以上市内もしくは隣接市で同一事業を営んでいること。

(償還の期間等)

第5条 融資の償還期間は、据置期間6か月以内を含み、別表に定める範囲とする。

2 省略

3 省略

(申込人の資格)

第8条 省略

2 第4条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までの融資あつせんの申込人は、前項のほか、次の各号に掲げる要件をいずれも備えていなければならない。

(1) 商工業者で、次のいずれかに該当するものであること。
ア 引き続き1年以上市内又は隣接市に住所(法人の場合は代表者個人の住所)を有し、市内に主たる事業所(法人の場合は原則として本店)を有して、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいること。

イ 引き続き1年以上市内に住所(法人の場合は代表者個人の住所)を有し、隣接市に主たる事業所(法人の場合は原則として本店)を有して、引き続き1年以上隣接市で同一事業を営んでいること。

据置期間に係る規定の追加

申込人の資格の変更

(2) 省略

3 開業資金の融資あっせんの申込人は、第1項のほか、次の各号に掲げる要件をいずれも備えていなければならぬ。

(1) 個人にあつては市内に主たる事業所を、法人にあつては市内に本店を有して、当該事業（保証協会又は基金協会が認める保証対象業種に限る。）に着手していることが明らかでないこと。

(2) 省略

4 省略

(保証料の負担)

第15条 申込人が保証協会又は基金協会の保証を得た場合には、市はその保証料の2分の1を負担することができる。ただし、第4条第1項第2号及び第4号に規定する資金に係る保証料を除く。

2 省略

別表（第4条、第5条関係）

資金の種類	融資あっせん限度額	償還期間	備考
運転資金	600万円（運転資金に係る借換資金を返済中の者にあつては、600万円から当該資金の未返済額を控除した額）	5年以内	運転資金及び設備資金の併用申込みは、各限度額及び各償還期間内とし、総限度額は800万円

(2) 省略

3 開業資金の融資あっせんの申込人は、第1項のほか、次の各号に掲げる要件をいずれも備えていなければならぬ。

(1) 市内に主たる事業所（法人の場合は原則として本店）を有して、当該事業（保証協会又は基金協会が認める保証対象業種に限る。）に着手していることが明らかでないこと（開業後1年未満の者を含む。）。

(2) 省略

4 省略

(保証料の負担)

第15条 申込人が保証協会又は基金協会の保証を得た場合には、市はその保証料の2分の1を負担することができる。

2 省略

別表（第4条、第5条関係）

資金の種類	融資あっせん限度額	償還期間	備考
運転資金	600万円	5年以内	運転資金・設備資金併用申込みは、各限度額及び各償還期間内とし、総限度額は800万円

申込人の資格の変更

保証料の負担の対象外となる規定の追加

融資あっせんの種類の変更に伴う別表の変更

<u>運転資金に係る借換資金</u>	<u>運転資金の融資</u> <u>あつせん限度額</u> <u>から既に融資を</u> <u>受けた運転資金</u> <u>の未返済額（運転</u> <u>資金に係る借換</u> <u>資金により一括</u> <u>して返済される</u> <u>額を除く。）を控</u> <u>除した額の範囲</u> <u>内</u>	<u>800万円（設備</u> <u>資金に係る借換</u> <u>資金を返済中の</u> <u>者にあつては、8</u> <u>00万円から当</u> <u>該資金の未返済</u> <u>額を控除した額）</u>	<u>7年</u> <u>以内</u>
<u>設備資金に係る借換資金</u>	<u>設備資金の融資</u> <u>あつせん限度額</u> <u>から既に融資を</u> <u>受けた設備資金</u> <u>の未返済額（設備</u> <u>資金に係る借換</u> <u>資金により一括</u> <u>して返済される</u> <u>額を除く。）を控</u>		

円

<u>設備資金</u>	<u>800万円</u>	<u>7年</u> <u>以内</u>
-------------	--------------	------------------------

除した額の範囲内	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金と併用申込み可
		総限度額 500万円						
除した額の範囲内	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金と併用申込み可
		総限度額 500万円						
除した額の範囲内	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金と併用申込み可
		総限度額 800万円						
除した額の範囲内	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金又は設備資金に係る借換資金との併用申込み可	特別設備資金	200万円	7年以内	設備資金と併用申込み可
		総限度額 800万円						

緊急資金	300万円	3年以内	運転資金、運転資金に係る借換資金、設備資金、設備資金に係る借換資金及び特別設備資金との併用申込み可	

産業振興資金	運転資金	総限度額 500万円	5年以内	運転資金・設備資金・特別設備資金との併用申込み可
	緊急資金	300万円	3年以内	運転資金・設備資金・大型店対策事業資金・産業振興資金との併用申込み可

(注) 各資金とも償還期間内に据置期間6か月以内を含む。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市小口事業資金融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以降の申込分から適用し、同日前の申込分については、なお従前の例による。

議案第 29 号資料 2

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を
改正する条例の概要について

1 融資あっせんの種類の変更 【条例第 4 条】

利用のない 2 つの融資あっせんの種類を廃止し、毎月のキャッシュフローを重要視する方にとって利便性のある 2 つの融資あっせんの種類を新設

【改正前】

1 運転資金	5 商店街等振興資金
2 設備資金	6 <u>大型店対策事業資金</u> ※廃止
3 特別設備資金	7 <u>産業振興資金</u> ※廃止
4 開業資金	8 緊急資金

【改正後】

1 運転資金	5 特別設備資金
2 <u>運転資金に係る借換資金</u> ※新設	6 開業資金
3 設備資金	7 商店街等振興資金
4 <u>設備資金に係る借換資金</u> ※新設	8 緊急資金

2 開業資金以外の法人の申込みに係る住所要件の緩和 【条例第 8 条】

引き続き 1 年以上市内に本店（特定非営利活動法人にあつては、主たる事務所）を有し、引き続き 1 年以上市内で同一事業を営んでいる法人については、代表者が市内又は隣接市に在住していない場合も申請可能

【改正前】

法人本店の所在地	法人代表者の住所
市内に本店を有して、引き続き 1 年以上市内で同一事業を営んでいる場合	<u>引き続き 1 年以上市内又は隣接市に住所を有していること。</u>
隣接市に本店を有して、引き続き 1 年以上隣接市で同一事業を営んでいる場合	引き続き 1 年以上市内に住所を有していること。

【改正後】

法人本店の所在地	法人代表者の住所
市内に本店を有して、引き続き 1 年以上市内で同一事業を営んでいる場合	廃止
隣接市に本店を有して、引き続き 1 年以上市内又は隣接市で同一事業を営んでいる場合	引き続き 1 年以上市内に住所を有していること。

議案第30号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

下水道事業の適正な財政運営を確保するため、下水道使用料の区分を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表一般汚水（公衆浴場汚水、井戸汚水（家事用）を除くその他の汚水）の項中

「

10立方メートル以下の分	基本使用料	350円
11立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	70円
21立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	105円

」を

「

8立方メートル以下の分	基本使用料	350円
9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	70円
21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	105円
31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり	120円

」に改め、同

条第2項ただし書中「10立方メートル」を「8立方メートル」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後の汚水の排除に係る使用料について適用し、基準日前の汚水の排除に係る使用料については、なお従

前の例による。

- 3 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続く使用者の基準日以後に係る改正後の条例第14条の規定により最初に算定する使用料は、基準日以後最初に算定する汚水の量を日々均等に排出したものとみなして算定するものとする。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考																												
<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)</td> <td>8立方メートル以下の分</td> <td>基本使用料 350円</td> </tr> <tr> <td>9立方メートル以上20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 70円</td> </tr> <tr> <td>21立方メートル以上30立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 105円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートル以上50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 120円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 月の中途において、使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、1か月分として算定し、徴収する。ただし、使用日数が15日以内の場合においては、前項の表に定める汚水量が8立方メートル以下の分の使用料は、1</p>		種別	区分	料率	一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 350円	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円	21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円	31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 120円	省略	省略	<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1か月当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)</td> <td>10立方メートル以下の分</td> <td>基本使用料 350円</td> </tr> <tr> <td>11立方メートル以上20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 70円</td> </tr> <tr> <td>21立方メートル以上50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートル当たり 105円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 月の中途において、使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の使用料は、1か月分として算定し、徴収する。ただし、使用日数が15日以内の場合においては、前項の表に定める汚水量が10立方メートル以下の分の使用料は、</p>		種別	区分	料率	一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	10立方メートル以下の分	基本使用料 350円	11立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円	21立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円	省略	省略	省略	省略	<p>汚水の量の区別の改正及び料率の追加</p> <p>規定の整備</p>
種別	区分	料率																														
一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	8立方メートル以下の分	基本使用料 350円																														
	9立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円																														
	21立方メートル以上30立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円																														
	31立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 120円																														
	省略	省略																														
種別	区分	料率																														
一般汚水 (公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	10立方メートル以下の分	基本使用料 350円																														
	11立方メートル以上20立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 70円																														
	21立方メートル以上50立方メートル以下の分	1立方メートル当たり 105円																														
	省略	省略																														
	省略	省略																														

か月分の2分の1の額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後の汚水の排除に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続き使用者の基準日以後に係る改正後の条例第14条の規定により最初に算定する使用料は、基準日以後最初に算定する汚水の量を日々均等に排出したものとみなして算定するものとする。

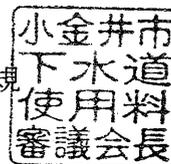
1か月分の2分の1の額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。



平成29年12月25日

小金井市長
西岡真一郎様

小金井市下水道使用料審議会
会長 浦谷規



小金井市下水道使用料審議会 答申書

小金井市の下水道は合流式、分流式下水道の両方で整備されており、昭和44年事業着手後、18年の歳月をかけ整備を進め、昭和62年4月に市全域で水洗化が可能となりました。

本市下水道事業は、早期に下水道整備が完了したことと、過年度建設事業費の起債額の償還が順調に減少していることから、下水道使用料で回収すべき経費は回収できている状況です。

しかし、今後は下水道施設の老朽化に伴う更生事業の増加による資本費の増加や、汚水量の減少に伴う使用料収入の減少により、将来は経費回収率が低下していくことが考えられます。

また、使用者や世代間の公平性を勘案した使用料の適正な見直しが求められており、持続可能な経営が求められています。

そこで、平成28年11月22日に市長から「小金井市下水道使用料の改定について」諮問を受け、下水道使用料の改定及び公共下水道事業の経営の在り方について協議するための場として、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申します。

小金井市公共下水道事業における
下水道使用料の改定について

答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日

小金井市下水道使用料審議会

1. 下水道使用料の対象経費の考え方について

下水道事業では、国からの補助金と市債は、建設財源のみに充当が可能となっている。

また、汚水処理費（汚水処理に関わる維持管理費と公債費）には下水道使用料を、雨水処理費（雨水に関わる維持管理費と公債費）には一般会計繰入金を充当するのが原則となっている。

これは総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、「汚水・私費 雨水・公費」が原則となっている。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされている。

2. 小金井市公共下水道事業の経営状況

小金井市の汚水処理単価と使用料単価については、ともに類似団体と比較すると、比較的安く、また、使用料収入で、汚水処理費を賄っている状況にある。

これは、整備が早期に完了し、起債償還が既にピークを過ぎていることが要因として挙げられる。

しかしながら、今後は老朽化した管渠（きょ）施設の更生事業の本格化や、既存下水道施設の耐震化に伴い、事業費の増大が懸念されるとともに、近年の厳しい財政事情等を考慮すると、これまでのような一般会計繰入も保証されていない。

小金井市では平成 27 年度から公共下水道事業基金を設立し、計画的に財源の確保を図られているところではあるが、現行の使用料体系を継続した場合は、約 10 年後には、下水道事業運営のための財源が不足することが懸念される。

そのため、安定した財源を確保し、下水道事業運営の健全化を図ることを目的に、使用料の改定を行うべきと考える。

使用料改定にあたっては、下水道使用料の状況を東京都 23 区や周辺市と比較分析できるように使用料体系を変更することが有効と考えられ、また、改定率については、利用者への急激な負担増や世代間の不公平を避けるため、平滑的な改定とすべきである。

3. 下水道使用料体系について

近年の小金井市公共下水道事業の経営状況は比較的良好ではあるものの、現行の下水道使用料を継続した場合は、将来的に財源が不足することが懸念される。

長期的な財政シミュレーションの結果、人口減少に伴う使用水量の減少により、使用料収入が減少することが見込まれることから、世代間の公平性及び、改定率の平滑化を考慮すると、比較的早い時期に使用料改定を実施することが適切と考えられる。

また、現在下水道課で実施している下水道資産の調査結果を踏まえたうえで下水道使用料の改定の必要性を検討することが望ましいと考えられる。

下水道使用料を東京都 23 区や周辺市と比較分析を行っていくうえでは、下水道使用料体系を東京都 23 区などと整合させることが有効と考えられることから、料率の改定の準備段階として、早期に使用料体系を変更する必要があると考えられる。

本市の現行使用料体系は、基本使用料制度、従量制度及び累進制度を併せた使用料体系を採用しており、用途用排水区分としては「一般汚水」及び「公衆浴場汚水」、「井戸汚水」に分類しており、以下のように変更する。

(1) 基本水量

現行使用料体系では、「基本水量 10m^3 /月 基本使用料 350 円」としているが、本市の水道使用実態及び、東京都 23 区や周辺市との整合性、節水努力による利用者へのインセンティブを考慮し、基本水量を 8m^3 /月に切り下げる。

(2) 従量区分

従量区分については、小金井市の下水道使用者は一般家庭が主体となっており、一般家庭の多くは 30m^3 /月以下の使用水量となっていることから、現行の 21m^3 /月～ 50m^3 /月の水量区分を、 21m^3 /月～ 30m^3 /月、 31m^3 /月～ 50m^3 /月の区分に見直す。また、 21m^3 /月～ 30m^3 /月の区分の料率は現行と同様に 1 立方メートル当たり 105 円とし、新たに設ける 31m^3 /月～ 50m^3 /月の区分の料率は、1 立方メートル当たり 120 円とする。

なお、 51m^3 /月以上の従量区分については現行通りとする。

(3) 従量区分改定時期

改定は、住民への周知期間、各種手続きの変更に要する期間をふまえ、平成 31 年 4 月から実施することが適当である。

■下水道使用料の額（税抜）

種別	旧		新		
	区分	料率	区分	料率	
一般汚水(公衆浴場汚水、井戸汚水(家事用)を除くその他の汚水)	10 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円	8 立方メートル以下の分	基本使用料 350 円	
	11 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	70 円	9 立方メートル以上 20 立方メートル以下の分	70 円	
	21 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	105 円	21 立方メートル以上 30 立方メートル以下の分	105 円	
	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	135 円	31 立方メートル以上 50 立方メートル以下の分	120 円	
	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	170 円	51 立方メートル以上 100 立方メートル以下の分	135 円	
	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	210 円	101 立方メートル以上 200 立方メートル以下の分	170 円	
	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	250 円	201 立方メートル以上 500 立方メートル以下の分	210 円	
	1,001 立方メートル以上の分	290 円	501 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下の分	250 円	
	公衆浴場汚水(温泉、むしぶろその他の特殊浴場を除く。)	1 立方メートル以上の分	290 円	1,001 立方メートル以上の分	290 円
			13 円		13 円
井戸汚水(家事用)	1 世帯当たり	700 円	1 世帯当たり	700 円	

4. 附帯意見

(1) 老朽化施設の増加に伴う更生費用の増加が見込まれるため、使用料の料率の改定が望まれる。一方、現在下水道課で準備を進めている地方公営企業法の適用により、固定資産の状況把握が可能となる。そのため、料率の改定の準備段階として、できるだけ早期に周辺都市との比較がしやすいよう従量区分の変更を行うものである。

なお、料率の改定を検討する場合は、下記事項に配慮していただきたい。

ア. 使用料の料率の改定については、生活弱者や高齢者世帯、子育て家庭等への配慮をしつつ、利用者間で負担増の偏りが生じないように、要望するものである。

イ. 使用料の減免制度は、生活弱者の支えになるものである。一方、高齢化が進む中、比較的資産を保有する世帯については、同じ減免が適用されるべきかどうか検討する余地があるものとする。負担の公平性について検証していただきたい。

(2) 老朽化施設の増加に伴う更生費用の増加の他に、人口減少に伴う使用料収入の減少、不安定な世界情勢、消費増税の影響、下水道事業の地方公営企業法の適用など、下水道事業の経営に影響を与える要因は多岐にわたり、且つ、急激な変動が生じることも考えられることから、定期的に審議する場を設け、継続的に下水道事業の在り方を検証していただきたい。

議案第31号

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

下水道事業の適正な運営を確保するため、審議会の常設化等規定の整備をする必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例

小金井市下水道使用料審議会条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市公共下水道事業審議会条例

第1条中「小金井市下水道使用料審議会」を「小金井市公共下水道事業審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 公共下水道事業の運営に関する事項
- (2) 公共下水道の使用料の改定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、公共下水道事業に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

第4条を次のように改める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3下水道使用料審議会の項中「下水道使用料審議会」を「公共下水道事業審議会」に改める。

議案第31号資料

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>小金井市公共下水道事業審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) 公共下水道事業の運営に関する事項</p> <p>(2) 公共下水道の使用料の改定に関する事項</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審議会は、公共下水道事業に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができ。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (特別職の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)</p>	<p>小金井市下水道使用料審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市下水道使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道使用料の改定について必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定による答申をした日までとする。</p>	<p>題名の改正</p> <p>審議会名称の改正</p> <p>所掌事務の規定の改正</p> <p>委員の任期の規定の改正</p>

の一部を次のように改正する。
別表第3下水道使用料審議会の項中「下水道使用料審議
会」を「公共下水道事業審議会」に改める。

議案第32号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

平成30年2月21日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 平成30年度分及び平成31年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="678 1176 933 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1364 1187 1452 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 平成28年度分及び平成29年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="678 212 933 1019"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1364 224 1452 1019"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（平成30年 月 日東京都知事届出）

（施行期日）

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

議案第 33 号

小金井市福祉会館解体工事請負変更契約について

小金井市福祉会館解体工事施工のため、次のとおり請負変更契約を締結する。

平成 30 年 2 月 21 日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- 1 契約の目的 小金井市福祉会館解体工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 164,451,600円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額 12,181,600円)
 - (2) 変更後 153,759,600円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額 11,389,600円)
- 4 契約の相手方 東京都三鷹市深大寺二丁目 40 番 3 号
株式会社丸利根アペックス
代表取締役 門田 康一
- 5 工 期 平成 29 年 3 月 14 日から平成 30 年 3 月 20 日まで

(提案理由)

小金井市福祉会館解体工事の施工に当たり契約変更の必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第 3 3 号資料

小金井市福社会館解体工事

- 1 工事件名 小金井市福社会館解体工事
- 2 工事場所 小金井市中町四丁目 1 5 番 1 4 号
- 3 工事概要
 - (1) 仮設工事
 - (2) 建物解体工事
 - (3) 杭撤去工事
 - (4) 外構・地下工作物等撤去工事
 - (5) 埋め戻し・整地工事
- 4 解体する建物の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (2) 階数 地上 5 階、地下 1 階
 - (3) 建築面積 5 1 9 m²
 - (4) 延床面積 2, 7 5 7 m²
- 5 主な変更点
 - (1) 建物解体工事の変更
 - (2) 杭撤去工事の変更
 - (3) 発生材運搬処分費の変更
- 6 変更理由

近隣への騒音振動を抑制するため地下躯体を分割しながら段階的に解体作業を行っていたが、作業の進捗に伴い近隣への影響が当初想定より小さいことが確認された。あわせて、杭の引き抜き作業を行ったところ、当初の設計に比べ杭長が短い等の差異が確認されたため、仕様の見直しが必要となった。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

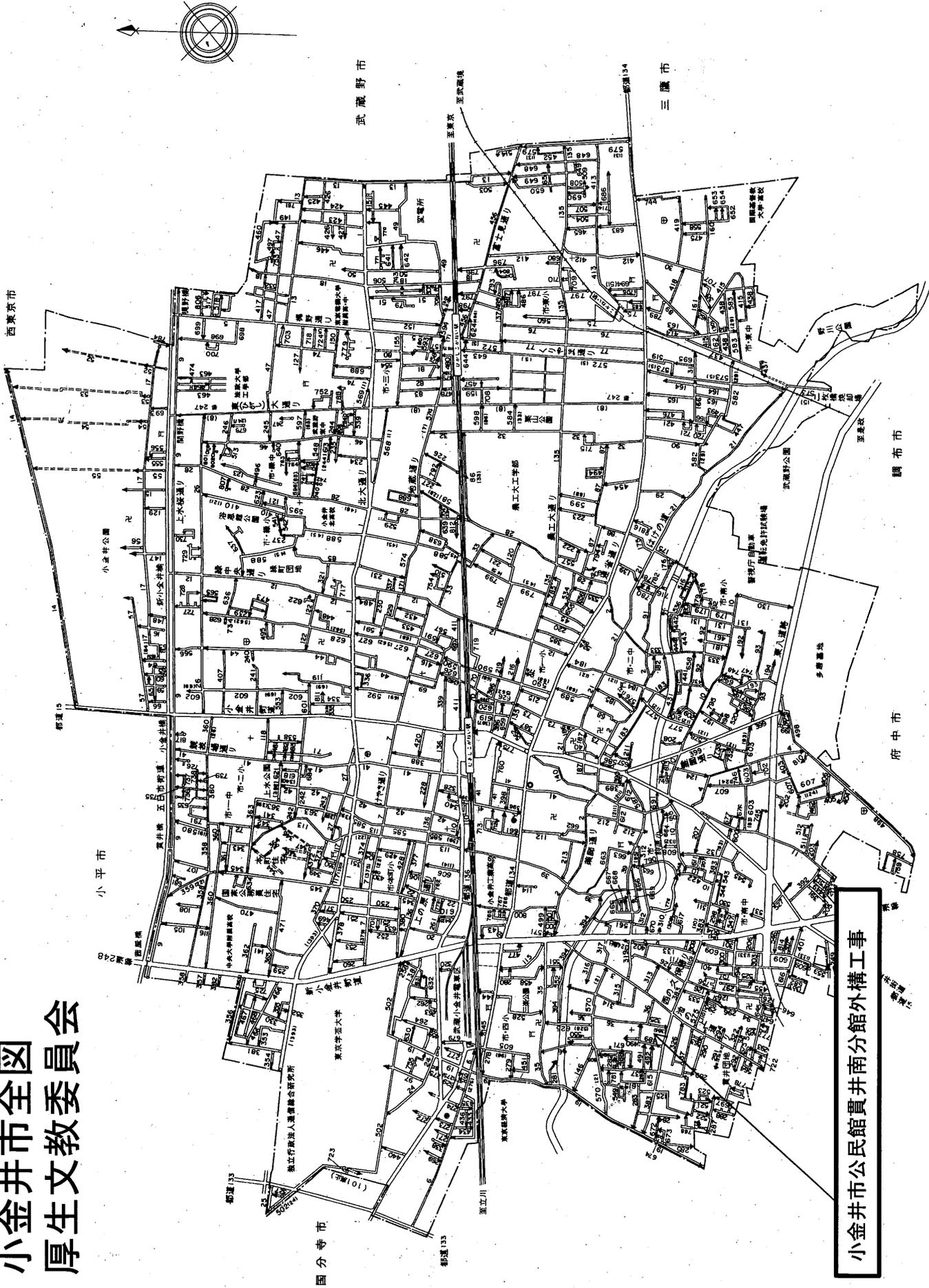
平成29年11月 1日から
平成30年 1月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6112-0	平成29年11月13日	小金井市公民館貫井南分館外構工事 (株)須藤工務店	13,370,400	平成29年11月14日から 平成30年 3月16日まで	コンクリートブロック塀改修 ・既存コンクリートブロック塀撤去 ・補強コンクリートブロック塀新設 ・ネットフェンス新設 78.5m 20.8m	指名競争入札8者	55

進捗率は、平成30年2月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



小金井市公民館貫井南分館外構工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

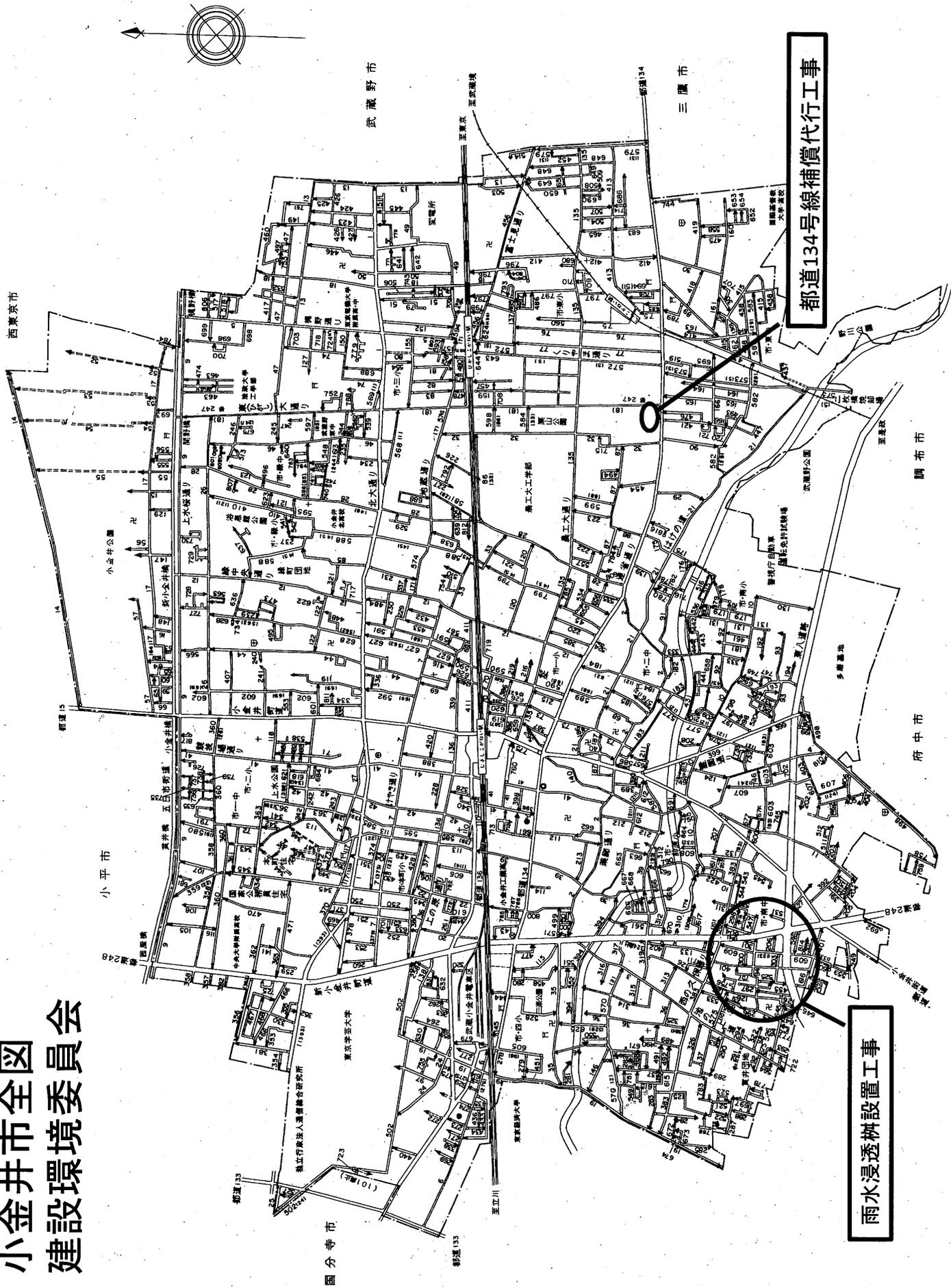
平成29年11月 1日から
平成30年 1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6097-0	平成29年11月13日	雨水浸透枮設置工事 関建設工業(株)	17,884,800	平成29年11月14日から 平成30年 3月 7日まで	L形雨水浸透枮設置工 雨水浸透管推進工 取付管設置工 附帯工 1式 1式 1式 1式	指名競争入 札8者	50
2	6770-0	平成29年12月6日	都道134号線補償代行工事 金澤建設(株)	12,852,000	平成29年12月 7日から 平成30年 3月23日まで	基盤整備 ・防護柵撤去工 ・構造物取壊し工 ・ブロック舗装撤去工 ・縁石撤去工 ・公園施設撤去工 ・移設工 ・伐採工 ・植栽工 ・高木植栽工 ・中低木植栽工 施設整備工 ・園路広場整備工 ・遊戯施設整備工 ・管理施設整備工 ・建築施設組立設置工 道 ・舗装補修工 ・排水施設補修工 ・移設工 ・構造物撤去工 N=2本 N=4本 1式 N=1基 1式 N=1基	制限付一般 競争入札2 者	40

進捗率は、平成30年2月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



都道134号線補償代行工事

雨水浸透柵設置工事